

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

軽米町長 山本 賢一

市町村名 (市町村コード)	軽米町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	観音林地区 (下野場、上野場、高清水、横枕、沼、観音林東、観音林西、観音林南、観音林北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 22 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・繁忙期の臨時雇用者の高齢化が進んでおり、手作業でしかできない作業もあるため、臨時雇用がなければ規模縮小しなければならない。
- ・借りたい農地はあるが、その農地に行く道路が狭く、大型機械の通行が困難なため、借りることができない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

国営八戸平原総合農地開発事業が導入されており、経営規模の拡大や畑地かんがいを取り入れた土地利用型農業が期待されている地区である。今後はこれらの条件を生かして果樹、野菜、工芸作物等を中心とした複合経営を進め、生産組織による協業化を図り、より効率的な生産を図るためスマート農業機械等の充実を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	337 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	315 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組みを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
各種補助事業を活用し新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行うとともに、地域内外の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成するため、町、県及びＪＡ等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①侵入防止柵の設置等により、ニホンジカやイノシシ等による被害を未然に防止する取組みを進める。 ③スマート農業機械の導入により、農作業の機械化、省力化による自立経営農家の確立を図る。				